

広島市長 松 井 一 實 様

2021 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2020 年 10 月 1 日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中原 ひろみ
幹 事 長	中森 辰一
副幹事長	近 松 里 子
	藤井 敏子
	吉瀬 康平

目 次

総務関係	P 3
消防上下水道関係	P 4
文教関係	P 5
経済環境関係	P 8
厚生関係	P 9
建設関係	P 12
防災関係	P 13
コロナ対策	P 14

はじめに

全世界が新型コロナウイルスによるパンデミックの最中にあります。

そして、このウイルスは、レントゲンのようにこの社会の弱点や問題をあぶりだしました。

中小零細業者、個人事業主、非正規労働者や学生アルバイト、ひとり親家庭やDV被害者など社会的弱者を容赦なく直撃しました。

医療・福祉・保育など社会的なインフラを支える労働者がいなければ、テレワークの仕事も成り立たないことがわかりました。そういった労働者のほとんどが低賃金で到底人間らしい働きかたといえません。

さらに、広島市の小・中・高校では、3密を避けるためのフィジカルデスタンスは物理的に不可能です。本来なら20人学級が求められています。

新型コロナを乗り越えて新しい社会を築いていくためには、経済成長一辺倒の新自由主義を見直し、改めて明るみにでた格差社会のゆがみやジェンダーギャップを改善していくことが最優先の課題です。

こうした課題を克服した先に、広島市が目指すとした国連のSDGsに掲げる「個人の尊厳」が守られ、だれにとっても「公正」が実現している「持続可能な社会」が見通せるのではないのでしょうか。

「誰一人取り残さない」社会を実現させる立場から2021年度の予算編成にあたり以下、113項目の要望を提出しますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

《総務関係》

1. 最近の大規模災害、感染症対策に対し、市民の安心・安全を確保するために責任をもって現場で働けるように非正規の職員でなく正規の職員を増やすこと。
2. 最低賃金ギリギリでは安心して人間らしく生活する賃金にはなり得ない。公共工事や業務委託に従事する労働者がワーキングプアにならないように、正当な賃金と権利が保障されるように市としても取り組むこと。
3. 指定管理者との委託契約額の算定は、時給 1000 円以上で積算して人間らしく暮らせる賃金水準が確保できる水準に引き上げること。
4. 滋賀県野洲市のように総合相談窓口を設置し、多重債務や市税・国保滞納など様々な問題を抱えている人をワンストップで支援する体制を整備すること。
5. 世界遺産原爆ドームのバッファゾーン内の中に賑わいの場を設けなくても、周辺には様々な、いこい、賑わう場は確保されている。世界遺産原爆ドームの緩衝地帯で「かき船」や「カフェポンテ」の開発行為に加え、ドームが目の位置にある施設(おりずるタワー)において、夜遅くまでの飲酒行為を容認することは、核兵器の非人道性や原爆犠牲者への鎮魂の場として「負の遺産」に登録された原爆ドームの価値を損なうことにもつながりかねない。被爆地の自治体として、バッファゾーン内での開発や飲酒を制限する規制を設けること。
6. 学区集会所など 2 階建て以上の施設に、エレベーターを整備するなど、バリアフリー化に努めること。
7. 地域から投票場所の変更要望が出ている投票所については、高齢者の政治参加を保障するため、投票場所を減らさず増やす立場から見直すこと。
8. 特別定額給付金の支払いが世帯主とされたことについて、DV 被害者などから抗議の声が出ている。ジェンダー平等の立場で世帯主制度を改めるよう国に働きかけること。

9. 広島市の政策をジェンダーの視点で見直し、ジェンダー平等に取り組むこと
10. 政策・意思決定の場への女性の登用について、思い切ったジェンダー平等にふさわしい目標を示すこと。
11. 女性が管理職をめざす際の障害は、仕事と家庭の両立である。両立させるためには長時間労働を解消すること。
12. 非正規職員に女性が多いのは、性差別に由来するものであり、その処遇と賃金の改善をジェンダー平等の課題とすること。
13. ハラスメントは、人権侵害だということを明確にして禁止すること。
14. 事実婚の市職員に対する結婚休暇や福利厚生事業を同性カップルの市職員にも同等に認めること。

《消防上下水道関係》

1. 消防広域化に関しては、具体的な効果や条件について十分に検討したうえで、人材や予算の削減でなく、各自治体の消防機能を充実させる立場から慎重に検討すること。
2. 進入道路がないような箇所での河川復旧工事は、入札不調が続き復旧工事がされていない。このままでは次の災害で大きな被害を発生させかねない。早急に復旧工事が実施できるようにするためには、復旧工事の困難地域については割増の賃金を支払うようにするなどして、早期に事業により取り組むこと。

≪文教関係≫

1. 少人数指導での活用は、「35 人学級の理念」からの後退である。まず早期に、少人数指導の活用を撤回し、すべての学年・学級で 35 人学級以下学級にすること。コロナ禍のもと、「新しい生活様式」を学校の教育環境として提供できるよう 20 人学級を早期に実現するよう県と国に求めること。
2. 中学 2.3 年生は習熟度別などの少人数指導でなくクラス編成そのものを 35 人以下にすること。
3. 全国教育学会が求めている全国で 10 万人の教師増員の実現を国につよく求めること。
4. 教職員定数が正規教職員で充足するような採用計画をたてること。教師になりたい若者を増やすためにも、臨時的任用教諭を正規職員として雇用しなおし、安定した雇用を保障すること。
5. 業務量の軽減と教師の増員で、教員の多忙化と長時間勤務を解消すること。
6. 市教育委員会は、「働き方改革」のもとで、持ちかえり仕事はないとしているが、現場では、持ち帰って仕事をせざるを得ない実態がある。改善するには、現実を掴むことが必要である。まず、きちんと実態を把握すること。
7. 教育の一環である給食は本来、「無償」にすべきである。よって、世田谷区のように給食費だけでも就学援助費に上乗せするなど、市独自で無償化の対象を拡大すること。
8. デリバリー給食の見直しにあたっては、民間大規模給食センターでなく、第一義的に自校単独調理方式として直営で実施すること。また、有機農産物の活用を推進すること。
9. 老朽化した小学校の給食室は、現地で建て替え、自校単独調理方式を維持すること。
10. 自校給食か、センター方式か、どちらの提供方法にするかを問う、市民アンケートを取

り直すこと。また、アンケートだのみでなく、給食の提供方法の見直しは、内部だけの検討でなく、保護者や栄養教諭、専門家を含めた公開された検討委員会で検討を深めること。

11. 理科室などの特別教室も含め、体育館にエアコンを早期に設置すること。

12. 子どもが一番に利用している児童館の遊戯室へのエアコン整備を急ぐこと。

13. 突然の全国一斉の学校休校が要請され、子どもの居場所である児童館や放課後児童クラブを公設公営で維持することの重要性が改めて明らかになった。引き続き、子どもの大切な成長の場を守る立場から、公設公営を堅持し「指定管理者制度」の導入を行わないこと。

14. フルタイムなら正社員並みの賃金を支払うことが本来の在り方である。会計年度職員は指導員の抜本的な処遇改善になり得ていない。必要な指導員が確保できるよう一層の処遇を改善すること。

15. 未整備の児童館の整備を進めるとともに、老朽化した児童館の建て替えを進めること。

16. 放課後児童クラブの有料化や民営化をしないこと

17. 放課後児童クラブの保育の質を保つため、指導員の三人体制へとさらなる拡充をはかること。

18. 放課後児童クラブのエアコンの電気代は保護者負担となっているが、今年は3密をさける対応や、熱中症防止のため、例年以上に夏休みのエアコン使用時間が増え、電気代も多額になっている。エアコンの電気料金を市が負担すること。

19. 近年の子どもは和式トイレを使用した体験がなく、洋式トイレの前に列ができる状況になっている。さらに、ウォッシュレットのトイレが普及し、新一年生はウォ

ッシュレットのトイレしか使用したことない子どももいる。よって、全ての学校と放課後児童クラブのトイレを洋式に切り替えるとともに、ウォッシュレットのトイレを整備すること。また、放課後児童クラブは男女別トイレを整備すること。

20. 私費負担はノートとペンのみにし、学校教育で必要なものはすべて公費で負担すること。備品は最大限共有にし、学校管理運営費をふやすこと。
21. 増え続けている特別支援学校の小学部のマンモス化を解消するため、分離増設の検討を進めること。
22. 特別支援学級の学級編成基準は、1 学級 8 人が標準とされているが、現場からは、重複障害のある異年齢の障害児を 8 人も指導することは、大変との声があがっている。6 名を超える学級になるよう国に編成基準の見直しを求めること。
23. 各区の中学校に通級指導教室を設置すること。
24. コロナ禍のもと、アルバイトがなくなり生活費や授業料が支払えず、学業をあきらめる学生が出ないよう、広島市が独自の給付型奨学金制度の導入など、経済的な理由で学びをあきらめるとのないよう支援策を設けること。
25. 朝鮮学園への支援を拒否していることは、他国の民族教育を認めないと同じであり国際平和文化都市としての姿勢が問われる。平和都市として市独自の判断で朝鮮学校の補助金を復活すること。
26. 全ての教職員が子どもの権利条約を学び実践すること。
27. 学校設備である机や椅子が傷んで子どもが怪我をすることのないように、備品の定期点検を実施し、必要に応じて予算を確保すること。
28. 就学援助は適正化の名のもとに、基準額の切り下げをしないこと。基準額は生活保護

世帯の 1.3 倍に引き上げること。

29. 輸入小麦の残留農薬に関する国の基準内は緩すぎる。広島市の給食に使用されている小麦の残留農薬を調査し、公表すること。
30. オンライン授業の実施にあたり、ICT 専門員を各学校に加配する事。
31. 学校現場に変形労働制を導入はないこと。
32. 庚午小学校は創立 50 周年を迎え、施設の老朽化が激しく、20 教室の床は歪み、ささくれが発生している。早急に床の全面張替えを行うこと。
33. 学校での感染をふせぐため、自動手洗い設備を導入すること。

《経済観光環境関係》

1. 広島市の地域経済の最大の担い手は中小企業であり、その振興をはかる施策をいっそう推進するため、「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。実効性あるものにするために、策定当初から中小業者を参加させること。
2. 地域経済を活性化させるために、住宅リフォームを対象とする補助制度を早期に制度化すること。
3. 小規模修繕契約希望者登録制度の一層の活用をはかり、地域の小規模事業者の仕事と雇用を確保するために、区役所や教育委員会を始めとして発注者側の行政が地域経済の活性化に貢献するという意識を高めること。
4. 巨大風力発電の建設は地元住民の合意なく進めないよう、住民の意見をしっかり把握して広島県に伝えること。
5. 農産物の地産地消と有機農業を推進し、学校給食として安全な農産物を生産する農業

者を支援すること。

6. 生産緑地制度を早期に導入すること。
7. 平和大通りパーク PFI の導入はしないこと。公園は市が管理し、必要なトイレ・ベンチは市の責任で設置すること。
8. 南工場の建て替えにあたっては、リサイクルによる資源化とゴミ減量により、処理能力を縮小するよう見直すこと。
9. 民間の産業廃棄物処分場への定期的な立ち入り検査等の結果は市民に公表すること。
10. 若者にモノづくりの技術を定着させる間の数年間、雇用助成金制度を創設し、人口流出に歯止めをかけること。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. 夜間保育が実施されている企業主導型保育所では、保育士がいない状況になる懸念が大きい。企業主導型保育所において、どんな時間帯でも保育士がいる体制になるよう保育の質の向上を図ることを国に求めること。
2. 公立保育園を減らさず、認可保育園を増設すること。
3. 保育士の給与・待遇をさらに改善するため、予算を増額すること。
4. 公立保育園の3歳児以上の子どもに完全給食を実施すること。

5. 子どもの医療費補助制度は来年4月から通院を中学校3年生まで拡充すること。
6. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を求めるような改悪をしないこと。
7. 安佐市民病院において365日の夜間小児科救急が充実するように取り組むこと。
8. 給食材料費を実費負担とせず、主食費も含めて広島市が負担し保育料を完全無償化にすること。
9. 集団で保育する保育現場において、正規、非正規で役割分担する考え方は問題である。保育は保護者が安心して働くために不可欠な分野であり、公立保育園の正規職員削減は行わないこと。増員すること。
10. 保育園で子どもの密を防ぎ、日々の消毒作業を徹底するために保育士を増員すること。
11. さいたま市や仙台市が実施している認可外保育所に通う子どもたちが登園自粛した場合の保育料補填を広島市でも実施すること。
12. 幼児教育・保育の無償化によって生まれた32億円の財源は引き続き子育て支援に使うこと。
13. 土砂災害警戒区域内及び土砂災害危険箇所等の保育施設は早急に移転建て替えなどの安全対策をすること。

●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず障がい児が保育園にいる時間は、1対1の対応ができるようにすること。
2. 人工内耳は、数年間が経過すると交換しなければなりません。交換の費用を支援する

市独自の補助制度をつくること。

3. 障害者は避難に支援が必要な社会的弱者であり、地域防災計画という重要な計画に参画し、直接、意見が述べられるようにすること。
4. 65歳になった障がい者のサービスについて、介護保険を優先する原則を撤廃するよう国に認めること。
5. 保護者の就労を理由に、障害児の通所支援の利用日数に制限を設けないこと。
6. 二葉園、わかば園、なぎさ園の肢体不自由児クラスの年少児からの単独通園を制度化すること。
7. 聴覚障害者が日常のコミュニケーションに不自由しないように、目標をもち手話通訳者を増やすこと。
8. 障がい児通所支援事業の担当者が1名では、事業所の指導・監査をはじめ、障碍児を持つ家族を含めた家族への支援、制度運用など相談が十分にできません。早急に増員してください。

●介護保険・高齢者

1. 市独自に介護職員の報酬を引き上げられるよう予算を確保すること。
2. 敬老パスなどの制度を創設すること。
3. 国は、「省令改正」により要支援者向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を要介護5の人まで拡大しようとしていることについて、自治体として反対の意思を表明し、介護保険制度の改悪をさせないこと。

●生活保護

1. 危険な暑さのなかで、エアコンは命を守るために欠かせない。全ての生活保護世帯がエアコンを利用できるようにすること。夏の電気代を賄うため、夏季加算を復活すること。

●国民健康保険

1. 一般会計からの繰り入れを行い、現状以上に保険料を上げないこと。
2. 保険料の滞納者に対する強引な差し押さえはやめること。
3. 収入に比べて高すぎる保険料が払えない人がないように、生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯を対象とする、広島市独自の恒常的な低所得世帯のための保険料減免制度を創設すること。
4. 生活保護基準を上回る収入であっても低所得であるために、一部負担（3割分）が負担できない世帯のために、治療が終了するまで減免制度が継続できるようにすること。
5. 県単位化後も現状の措置を継続し、資格証の発行をしないようにすること。

●被爆者

1. 黒い雨裁判の控訴をとり下げること。

《建設関係》

1. 地区乗合タクシーを安定的に継続するには、地元負担を軽減することが不可欠である。赤字補てん割合を大きくするために一層、取り組むこと。
2. 大規模災害が頻発しているなか、広島駅南口再整備事業など大規模開発事業より市民の命と暮らしを守る防災対策を最優先で進めること。
3. 階段室型の市営住宅を、廊下型に変える取り組みをした上で、エレベーターを設置すること。

4. 市営住宅が 1000 戸以上、常に空き家になっている。市の財産を有効に活用するために修繕費を 4 倍に増やすこと。
5. 人口が減少しても高齢化が進むなかで公営住宅の需要は高まっており、市営住宅は減らさず増やす政策に転換すること。
6. 高齢者の民間住宅への入居は拒否される状況がある。よって、住宅セーフティーネット法に基づく登録住宅の目標値をもち、着実に実績をあげるよう取り組むこと。
7. 駅などの不特定多数が利用する施設の多目的トイレを整備し、シャワー付きトイレにすること。
8. 出島と吉島を結ぶ南道路の整備を、国道 2 号線高架延伸事業よりも先に整備するよう国に要望すること。
9. 区役所や区民文化センターなどの重要な公共施設には、どの地域からでもバスで行き来できるように地域交通の確保をすること。
10. 道路の白線・カーブミラー・ガードフェンスなどの新設・補修の予算を増やして、住民の要望にスムーズにこたえ道路の安全が図れるようにすること。
特に、横断歩道の白線が 7 割消えないと改善しないという方針を見直すよう県に強く要請すること。

《災害対策》

1. 高さ 5m 未満、対象家屋 5 戸未満といった行政が対策する条件に満たない急傾斜地への対策事業にも、融資ではなく補助金を出すようにすること。県の財源を理由にせず市独自でも対応できるようにすること。

2. 災害により崩れた、崩れる恐れのある民有林の安全対策に対する予算をふやすこと。
3. ハザードマップの見直しで警戒区域に変更があった地域に暮らす市民には、個別に情報提供を行い防災意識の醸成を図ること。
4. レッドゾーン内にある民家の転居を促進するため、熊本県のような支援策(土砂災害危険住宅移転促進事業 補助額 300 万円)を広島市でも創設すること。
5. レッドゾーン内で被災し家屋が滅失した敷地は、利用価値が低く、住居を再建できないので、固定資産税の評価をやり直し、レッドゾーンの指定がされている間は、高い固定資産税を被災者に課すことの無いようにすること。

コロナ対策

1. 医療・介護、福祉施設、保育、放課後児童クラブ、学校、清掃など多数の人と接触がされにない分野で働く労働者と関係者に定期的な PCR 検査を実施すること。その為に必要な財源を国と県に求めること。
2. 検査は診断から防疫の立場から「誰でも どこでも 何度でも」の立場から検査数を抜本的に拡大すること。そのための人材と医療機器を整備できる予算を確保すること。
3. 感染症指定病院をはじめ、すべての医療機関や介護施設がコロナの影響で大きな経営危機におちいつている。減収分の補てんを行うこと。
4. マスク・防護服・フェイスシールドなど自治体が責任をもって衛生資材を確保すること。
5. クリニックにおいて感染者と非感染者とのゾーニングが図れるよう支援すること。
6. コロナ禍のもと、感染の不安のなか保育に従事している保育士にも慰労手当を支給

すること。

7. 前年に比較して2割以上の減収では国の制度を利用できない。コロナの自粛により減収となった全ての事業所に支援できるようにすること。

8. 文化・芸術関係者への支援を引き続き継続すること。